日調連発第１０５号
令和８年８月３日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

令和８年（2026年）熊本地震に伴い基準点測量成果の公表が停止された
地域における地積測量図の作成等に関する留意点について（通知）

標記について、法務省民事局民事第二課長から別添のとおり連絡がありましたので、貴会会員へ周知をお願いします。

なお、最新情報については、国土地理院の参考ウェブサイト（下記 URL）に随時掲載されます。

記

令和８年熊本地震に伴う基準点成果の公表停止について｜国土交通省国土地理院
ＵＲＬ　https://www.gsi.go.jp/sokuchikijun/R8-kumamoto-earthquake-seika.html

以上

法務省民二第７９７号
令和８年７月３１日

日本土地家屋調査士会連合会長　岡田　潤一郎　殿

法務省民事局民事第二課長　北　村　治　樹
（公印省略）

令和８年熊本地震に伴い基準点測量成果の公表が停止された地域における地積測量図の作成等に関する留意点について

国土交通省国土地理院は、本月２８日に発生した標記地震により地殻変動が観測された基本基準点（電子基準点、三角点、水準点）の測量成果（以下「基準点測量成果」という。）の公表を停止しています。

ついては、その改定の成果が公表されるまでの間、分筆の登記等に伴って登記所に提出される地積測量図の作成に当たっては、下記の点に留意されるよう、土地家屋調査士会及び同会会員に周知をお願いします。

また、関係する土地家屋調査士会においては、管轄の熊本地方法務局と十分な打合せをするよう指導するなど表示に関する登記の申請についての処理に遺漏のないよう配意願います。

記

１　基準点測量成果の公表が停止された市町村

熊本市、八代市、人吉市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、天草市、合志市、下益城郡美里町、玉名郡玉東町、玉名郡和水町、菊池郡大津町、菊池郡菊陽町、阿蘇郡西原村、上益城郡御船町、上益城郡嘉島町、上益城郡益城町、上益城郡甲佐町、上益城郡山都町、八代郡氷川町、葦北郡芦北町、球磨郡相良村、球磨郡五木村、球磨郡山江村、球磨郡球磨村

２　基準点測量成果の公表が停止された市町村を管轄する登記所に提出される地積測量図の取扱い

基準点測量成果の公表が停止された市町村を管轄する登記所に提出される地積測量図の取扱いについては、以下のとおりとする。

(1) 筆界点の座標値

基準点測量成果の公表が停止された市町村を管轄する登記所に提出される地積測量図（以下「本地積測量図」という。）に記録された筆界点の座標値は、「近傍に基本三角点等が存しない場合その他の基本三角点等に基づく測量ができない特別の事情がある場合」（不動産登記規則（平成１７年法務省令第１８号。以下「規則」という。）第７７条第２項）に該当するものとして、近傍の恒久的な地物に基づく測量の成果として取り扱うものとする。

したがって、本地積測量図に記録された筆界点の座標値が既設の基本三角点等に基づく測量の成果である場合であっても、同座標値は、任意座標値として取り扱うこととなる。この場合には、申請人又はその代理人に対し、その旨を本地積測量図に記録することを求めるものとする。

同座標値については、任意座標値であることが一見して明らかでないことから、登記官は、同項に規定する座標値と同様、本地積測量図の適宜の箇所に、任意座標として取り扱った旨を補記するものとする。また、本地積測量図がオンライン申請により提出された場合には、地図情報システムの登録図面操作により、任意座標である旨の補記を行うものとする。

なお、本地積測量図に、任意座標である旨の補記がされていない場合において、その座標値が任意座標値であることを判別することができる明示があるときは、補記を要しないものとする。

(2) 地震前の測量成果による筆界点の座標値

本地積測量図に記録された筆界点の座標値が今般の地震前の測量成果に基づくものである場合において、地震後に、その成果について点検が行われ、その点検結果において相対的位置関係に変動がない（公差の範囲内）と確認することができるときは、同座標値は、任意座標値として取り扱うものとする。この場合には、その旨を規則第９３条ただし書に規定する土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人が作成した申請に係る不動産の調査に関する報告（これと同等の官公署等が作成する調査報告を含む。）に記録することを求めるものとする。

３　その他

国土交通省国土地理院が基準点の改定を行い、その成果に基づき、地震発

生前の座標値から地震発生後の座標値に変換するためのパラメータ等が公表された場合の取扱いは、追って連絡する。